

ワーキンググループの目的

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際、より負傷者に近い場所（前方）で迅速に医療救護活動を行えるよう、高知県内の医療従事者で編成する医療支援チームを地域に派遣することに関して、活動内容や派遣対象者、人材育成の方法などについて関係団体で協議し、医療支援チーム（以下「医療支援チーム（救護班）」という。）の派遣の仕組みの具体化を図る。

医療支援チーム（救護班）の派遣について

【主な協議項目の検討結果】

(1) 想定される活動内容（活動場所、内容、期間）

- ・県内で大規模な自然災害が発生した際の急性期に、医療資源が不足する地域の医療救護所等においてトリアージや応急処置等を行う。
- ・活動期間は、原則として県外からDMATなどの医療支援チームが派遣されるまでの間とし、1チームあたりの活動時間は概ね48時間以内を基本とする。
- ・必要に応じて、急性期以降に臨時医療救護所等での診療や薬剤対応、避難者の健康管理・口腔ケア、感染症対策などに従事することも想定する。

(2) 対象者

- ・災害時の医療救護活動に求められる知識や技能を習得するための研修を受講した者のうち、本人の同意及び所属機関の承諾が得られた者とする。
- ・県及び県医師会は、平時から県内の医療従事者に対して救護班の役割や制度について幅広く周知し、参加について同意が得られた者をあらかじめ登録する。

(3) 人材育成に係る研修等

- ・登録者は、災害医療や救急医療に関する研修や訓練に積極的に参加し、技能の維持・向上に努める。
- ・登録者に研修等への参加を義務づけはしないが、登録者リスト更新の際などに、参加状況を確認する。
- ・県は、研修や訓練の積極的な実施及び各団体の研修や訓練実施への支援に努める。

(4) 派遣形態

- ・協定に基づき、県又は市町村の要請により県医師会が編成するものとし、災害救助法の「救護班」として活動する。
- ・医師に加え、診療を補助する者や物資の調達等の業務調整を行う者など、多職種による「チーム」単位での派遣を基本とする。

(5) 装備品や資機材の整備（服装、通信機器、医療資機材等）

- ・迅速に医療救護活動を行えるよう、隊員及び県は平時から感染症等を考慮し、必要な資機材の整備に努める。
- ・医薬品、医療資機材等は、県や市町村等が想定される活動場所にあらかじめ整備するものを活用することとし、携行する資機材は必要最小限のものとする。

(6) 活動に係る費用弁償

- ・協定に基づき、活動終了後に派遣要請元（県又は市町村）が県医師会に活動に係る費用を弁償する。
- ・実費弁償等の請求の際は、県医師会が各医療支援チーム（救護班）の活動に要した経費を取りまとめて県に請求する。

(7) 補償（事故等により派遣者が死傷した際の損害補償、医療行為により患者を死亡させた場合等の賠償責任に対する補償）

< 損害補償 >

- ・隊員が活動により負傷・疾病・死亡した場合は、協定に基づき派遣要請元（県又は市町村）が対象者に対して補償。
- ・県は、事前に登録した隊員の活動中の事故等に備え、傷害保険に加入する。※事後に参加を申し出た者は、協定に定めた範囲内での補償とする。

< 賠償責任に対する補償 >

- ・賠償責任保険への加入は、国や他県の状況を注視し、継続して対応を検討するが、当面、対象者には、職能団体の会員等を対象とした保険への加入を推奨する。

(8) 派遣調整の方法（発災時の情報伝達の流れ、連絡方法等）

- ・迅速な派遣調整のために、医療支援チーム（救護班）の出勤要請から派遣に至るまでの必要な手続きをあらかじめ整理し、情報伝達の流れや連絡方法などを当事者間で共有する。

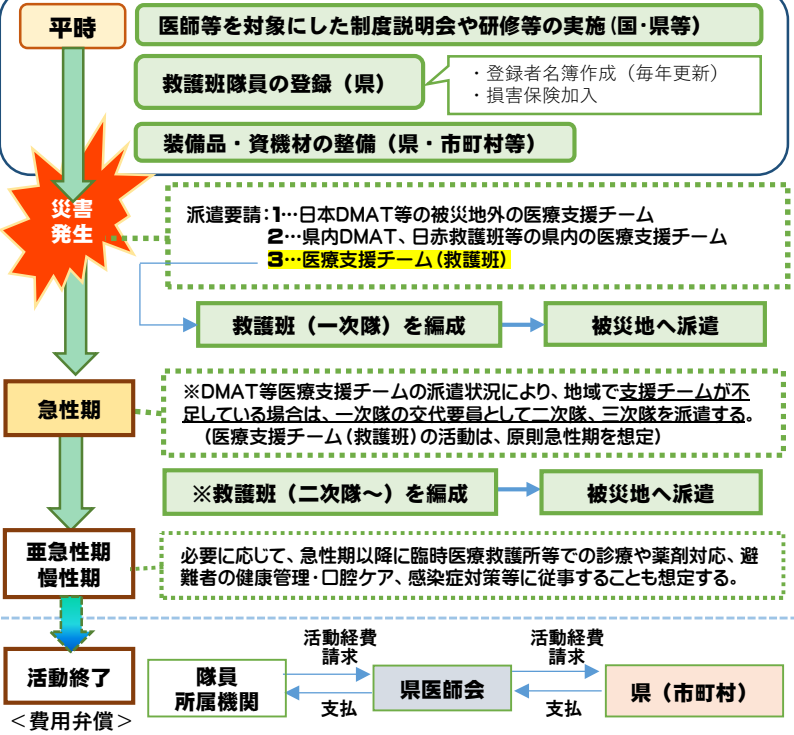
(9) 交代要員の確保（追加派遣チームの編成等）

- ・医療支援チーム（救護班）の活動は、原則急性期を想定しているが、急性期以降、県外からの医療支援チームが不足している場合や感染症、生活不活発病等への対応が必要となる場合などには、二次隊・三次隊を募集する。

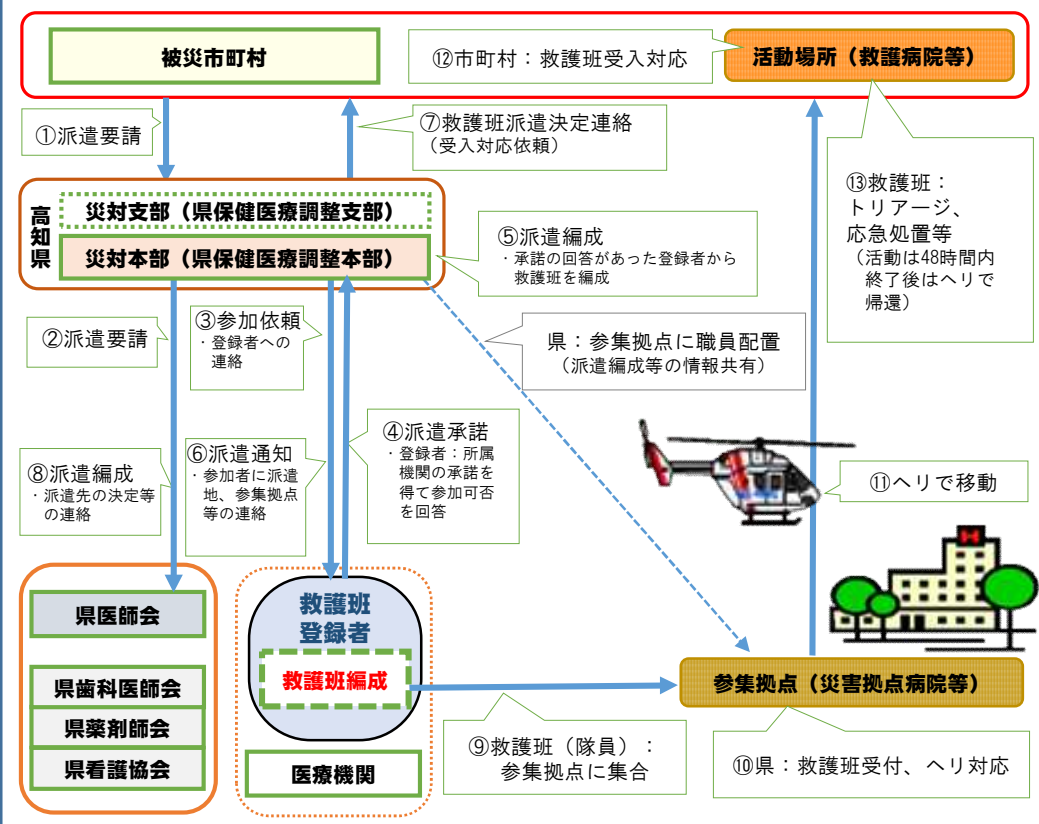
「医療支援チームの派遣等に関するワーキンググループ」報告書の概要②

医療支援チーム(救護班)の派遣体制

平時に医療支援チーム(救護班)派遣に関する制度説明会や、災害医療の知識等を身に付けるための研修を実施することで、救護班の派遣について広く周知し、登録者を確保するとともに、資機材等を準備するなど、災害時に救護班を迅速に派遣できる体制を整備する。



医療支援チーム(救護班)派遣の流れ



派遣の仕組みの具体化に向けた今後の取り組み

- 報告書をもとに課題や協議事項を洗い出し、関係機関や市町村等と協議
- 「派遣要領」(マニュアル)を作成(※協定書との整合性チェック)

- ◆医療従事者等に対し、救護班派遣制度に関する周知(説明会等の実施)や隊員登録への呼びかけ
- ◆登録者をリスト化し、関係機関で情報共有(毎年名簿更新)
- ◆災害医療に関する研修や訓練の実施(登録者等に対する研修・訓練への参加の呼びかけ)
- ◆必要に応じて、装備品や資機材、通信手段等の整備